

「日本の介護保険の現状とこれから」講演会のまとめ

4月7日14時から Farm Street Church のホールで40名ほどの方々に参加いただき、厚生労働省から在英日本国大使館へ 出向されている一等書記官の岸本哲也様に講演いただきました。

岸本様は平成20年の介護保険法改正や自治体の計画策定に関わるなど、介護保険には長く携わられてきているとのことから、昨年からは福祉部 Nalc UK で行ってきている、人生の終末期を考え準備するための「エンディングノート・プロジェクト」の一環として日本の現状をお話いただきました。

講演では、1.日本の高齢化の現状、2.介護保険制度の概要、3.介護保険制度の利用状況、4.介護保険制度の改正、5. これからの介護保険というレジメでご説明をいただきました。

まず「日本の高齢化の現状」としては、欧米の高齢化は緩やかなのに対し、日本の高齢化は急速に進んでいること。しかし、日本は今後鈍化するであろうが、アジアの高齢化が進むと言われているとのこと。

現役が高齢者を支えるとした場合、1990年は5.1人であったものが、2060年には1.2人になり、一人あたりの社会保障給付費は右肩上がりではあるものの、日本の社会保障給付費のGDP比はほぼ英国と同等で各国比も突出してはいない。

介護保険をとりまく状況としては、65歳以上の高齢者のうち認知症高齢者が増加している。そして、75歳以上の人口が都市部でも急速に増加と、先行きはかなり厳しいもの。

次に「介護保険制度の概要」として、介護保険制度について説明いただきました。この介護保険制度は2000年に導入されたこと。この背景は、高齢化の進展に伴い、介護ニーズが増大し、核家族化など家族をめぐる状況も変化したことから。

介護保険の基本的な考え方は、「自立支援」「利用者本位」「社会保険方式（税金からではなく）」。

そして、40歳を超えると介護保険の被保険者となり、介護保険サービスは半分が税金で半分が保険料で賄われており、介護保険の被保険者が介護を必要と認定された場合、費用の1割（高額所得者は2割）でこのサービスを利用できる。

介護保険が使われるのは、65歳以上（第一号被保険者）は要介護になった場合や要支援になった場合で、40歳から64歳（第2号被保険者）は、末期がんや関節リウマチ等の加齢に起因する疾病（特定疾病）で要介護や要支援になった場合。

介護サービス利用の手続きは、まず利用者が市町村の窓口で相談→要介護認定申請→認定調査（+医師の意見書）→要介護認定（まずコンピューターが行い、その後人間によって認定）。

そして、「介護保険制度の利用状況」においては、介護は家族でやらなければならないものという概念が変化しつつあるとし、制度が浸透するに連れて、サービスの利用を考える人々が増え、認定を受ける方が増えており、特に軽めな方の割合が増えているとのこと。

なお、介護保険料は 2017 年全国平均で月額 5514 円ほど。なお、この額は自治体ごとで計算されるために、お年寄りが元気な地域は保険料が安くなる。これは、自治体に介護予防事業に力を入れる事を奨励するため。（この際高齢者の多い地域で介護保険料が高くなることはなく、高齢者の多い地域は政府からの補助が入る。）

更に「介護保険制度の改正」について触れ、介護保険制度がどのように変化してきているのかをお話いただきました。

まず、団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年を目処に地域包括ケアシステムの構築、つまりは医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制の構築を実現することを目指すとのこと。

そのために、平成 26 年の改正は、①地域包括ケアシステムの構築と②費用負担の公平化が主な内容であったとのこと。

具体的には①でサービスを充実するとともに、全国一律の予防給付（訪問介護・通所介護）を市町村が取り組む地域支援事業に移行し多様化し、更に特別養護老人ホームの新規入所者を、原則、要介護 3 以上に重点化（既入所者は除く）。

②においては、低所得者は保険料を減額。高額所得者は利用料を 1 割から 2 割へ増額。

平成 30 年施行の改正においては、高額所得者が 2 割負担から 3 割へ（年金で 340 万円以上）。40 歳から 65 歳の保険料は保険組合の報酬の規模によって異なることとした。（例 大企業は中小企業よりも高額の負担となる。）

最後に「これからの介護保険」として今後介護保険が目指す方向性を説明いただきました。

それは、在宅医療を推進すること。介護に携わる人々の離職をゼロにすべく介護人材確保対策を進め、前倒しで介護施設やサービス付き高齢者向け住宅の整備、そして、遠隔診療と介護ロボットの導入や、科学的介護の実現を目指すとのことでした。

そして、講演後には活発な Q&A が行われましたが、今回は介護施設の詳細についてお話しをいただく時間がなかったので別途お話しいただく可能性について質問をいただき、その可能性はあるとお約束いただきました。

また、今後日本に帰国することを予定されている参加者の方から、国外在住者が日本に帰国した際に介護保険サービスを受けることができるかの質問に対しては、外国から帰国し住民届を出した段階で介護保険の支払いが発生し、サービスが受けられ、そのサービスを受けられる期間には全く制限はないとお答えいただきました。

なお、介護保険料が自治体によって異なるということから、どの自治体が地域包括ケアシステムを積極的に取り組んでいるかという質問に対しては、埼玉県和光市、大分県などが、他の自治体も見学に訪れるなど、その積極的な取り組みで有名であるということです。

なお、この度岸本様には、講演会のために詳細の資料をご用意いただきました。そのため、今回の講演会に参加できなかった方で、この資料をご覧になりたい場合は、ナルク UK ([nalclondon@gmail.com](mailto:nalclondon@gmail.com)) へメールでご連絡いただければ、別途送付させていただきます。

以上